

“放課後児童クラブ”に参加される皆様へ

スポーツ安全保険のご案内

★“放課後児童クラブ”を安心サポート!!

「放課後児童クラブ」に安心して参加いただくために、万一のケガや賠償責任の事故への備えとして、スポーツ安全保険にご加入されることをお勧めします。

本補償制度は、放課後児童クラブに参加する子どもから、指導者等の大人まで幅広い層を対象とし、また、スポーツ活動に限らず様々な放課後児童クラブでの団体活動を補償しております。

(ただし、学校管理下における活動を除きます。また、A2区分ではスポーツ活動は対象になりません。)



平成24年度 加入区分・掛金・補償額

掛金が改定されました

加入者ごとに加入区分をご選択いただき、合計人数が5名以上でご加入ください。

加入対象者		加入区分	年間掛金 (1人当たり)	傷害保険金額				賠償責任保険 支払限度額 (免責金額なし)	突然死葬祭 費用保険 支払限度額
				死亡	後遺障害 (最高)	入院(注1) (日額)	通院(注1) (日額)		
子ども (中学生以下 特別支援学校高等部 の生徒を含む。)	放課後児童クラブに参加する子ども	A1 (注2)	800円	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円	身体・財物賠償 合算1事故 5億円 ただし、身体賠償は 1人 1億円	突然死 (急性心不全、 脳内出血など) 葬祭費用 180万円
	文化活動の指導者(注3) 子どもの送迎、準備、片付けを行う者	A2							
大人 (高校生以上)	放課後児童クラブにおける スポーツ活動の指導者(注3)	AC	1,300円	1,000万円	1,500万円	2,500円	1,000円		
		C	1,850円	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円		

(注1) 入院、通院については治療日数1日目から補償します。

(注2) 子どもの場合は、「団体活動中およびその往復中」以外の事故も補償するAW区分もあります。

(注3) 指導者の取扱いにつきましては、「スポーツ安全保険の解説」でご確認ください。

このご案内は放課後児童クラブに参加される方々向けに、スポーツ安全保険の概要を説明したものです。ご加入の際には必ず「スポーツ安全保険のあらまし」「重要事項説明書」(平成24年2月下旬作成予定)をよくお読みください。また、詳細は保険約款および特約書によりませんが、ご不明な点につきましては、スポーツ安全協会または東京海上日動までお問い合わせください。

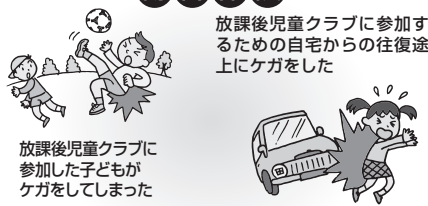
スポーツ安全保険の補償内容について

1 対象となる事故

ご加入いただいた児童クラブの**管理下**で行われる**団体活動**と、自宅と団体活動場所との通常経路**往復途上**の傷害・賠償責任事故および突然死(注)を補償します。(ただし、学校管理下における活動中の事故を除きます。)

(注) 被保険者の親族が葬祭費用を負担したときに対象となります。

傷害保険



賠償責任保険



突然死葬祭費用保険



2 保険責任期間 (補償期間)

平成24年4月1日午前0時より平成25年3月31日午後12時まで

3 ご加入方法 平成24年3月から受付開始

① 加入依頼書はスポーツ安全協会のホームページよりご請求いただくか、スポーツ安全協会支部、各教育委員会などに設置しておりますので、必要事項をご記入の上、指定の金融機関で加入手続きをお願いします。(平成24年度加入依頼書は平成24年2月下旬より配布予定)

※インターネットからご加入ができます。詳しくはスポーツ安全協会ホームページをご覧ください。

② ご加入にあたっては、**加入者5名以上**で、代表者が掛金・名簿をとりまとめてお申込みください。追加加入の際には1名からでも手続きができます。

4 補償内容

	傷害保険	賠償責任保険	突然死葬祭費用保険
対象となる事故	被保険者(補償の対象となる方)が日本国内での 団体の活動中 および 往復中に、急激で偶然な外来の事故 により被った傷害(熱中症および細菌性・ウイルス性食中毒を含む。)による死亡、後遺障害、入院、手術、通院を補償します。 ※急激で偶然な外来の事故により被った傷害とは、突発的な予知できない出来事にとまらぬ外部からの作用により被った傷害をいいます。身体に内在する疾病は含まれません。	被保険者が日本国内で行う 団体の活動中 および 往復中 、もしくは 団体の活動を行うために被保険者が所有・使用・管理する動産 に起因して、他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりしたことにより、 法律上の損害賠償責任を負うこと によって被った損害を補償します。 (例1) 団体活動への往復中、自転車ですり通行人とぶつかりケガをさせた場合 (例2) 団体活動中に、一時的に借用した体育施設の窓ガラスを割ってしまった場合	被保険者が日本国内での 保険期間中の団体の活動中 および 往復中 により 突然死 (※)した場合で、被保険者の親族が葬祭費用を負担したときに対象となります。 ※突然死とは、 急性心不全等の心・血管疾患 や 肺血栓塞栓症等の呼吸器疾患、脳内出血等の脳血管疾患 等を死因とし、下記のいずれかに該当する死亡をいいます。 ① 団体の活動中および往復中の死亡 ② 団体の活動中および往復中に 顕著な体調変化が確認 (※1)され、 そのときから24時間以内の死亡 (※2)。ただし、その顕著な体調変化に関係がある死亡に限りません。 (※1) 被保険者以外の第三者により確認されたものに限りません。 (※2) 顕著な体調変化の時から24時間経過時点で延命または集中治療を行っていた場合での180日以内の死亡を含みます。

	傷害保険	賠償責任保険	突然死葬祭費用保険
保険金が支払われない主な場合	(1) 次のような事由により生じた傷害 ① 被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失 ② 被保険者の自殺行為、犯罪行為、無資格運転、酒酔い運転 ③ 被保険者の脳疾患、疾病(心臓疾患を含む。)、心神喪失 ④ 被保険者の妊娠、出産、流産、外科的手術その他の医療処置(保険金の支払対象となる傷害を治療する場合を除く。) ⑤ 地震、噴火、津波、戦争その他の変乱※、放射能汚染など ※テロ行為によるケガは対象となります。 (2) うちうらち症、腰痛などで、医学的他覚所見のないもの (3) 学校、保育所の管理下の活動中に生じた傷害(ただし、大学、専修学校、各種学校の学生、生徒が行うクラブ活動中に生じた傷害に対しては支払われます。) (4) 山岳登山などの危険度の高いスポーツを実施している間に生じた傷害 (5) AW区分の「団体活動中および往復中」以外での熱中症および細菌性・ウイルス性食中毒 (6) 次のものは傷害には含まれず、保険金が支払われません。 ① 急性心不全、脳内出血などの突然死(突然死葬祭費用保険の対象となります。) ② 野球肩、野球肘、テニス肘、疲労骨折、関節ねずみ、タナ障害、オスグット病、椎間板ヘルニア、靴ずれ、その他急激・偶然・外来の要件を満たさないスポーツ特有の障害 ③ 成長痛、加齢に伴うもの(変形性膝関節症、変形性腰椎症など)など (7) 日本国外での事故および保険期間外に発生した事故	(1) 法律上の賠償責任が発生しない損害 ※ スポーツそのものが多少の危険を伴っているだけに、たとえルールを守ってプレーをしていても、必然的に起こってしまう事故もあります。このような事故の場合は一般に法律上の賠償責任はないものと考えられます。なお、スポーツ以外の活動についても同様です。 (2) 次のような事由に起因する損害 ① 被保険者の故意 ② 被保険者または被保険者の指図による暴行・殴打 ③ 自動車 (自動二輪車、原動機付自転車を含む。) 航空機 (グライダー、飛行船およびモーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機、パラプレーン等の超軽量動力機を含む。) 船舶 (人力または風力を原動力とするものを除く。)の所有、使用または管理 ④ 狩猟 ⑤ 地震、噴火、洪水、津波などの天災。戦争、変乱、暴動、そうじょう、労働争議など (3) 被保険者と同居する親族に対する賠償責任 (4) 被保険者の所有、使用若しくは管理する財物の損壊についてその財物につき正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任(ただし、団体活動中に練習・合宿などで一時的に使用または管理する宿泊設備・体育施設を壊した場合は支払われます。) (5) 被保険者の占有を離れた飲食物または被保険者の占有を離れた施設外にあるその他の財物に起因する損害 (6) 学校または保育所の管理下における活動に起因する損害 (7) 山岳登山などの危険度の高いスポーツ活動に起因する損害 (8) 被保険者が、団体活動を行い、または指導することを職務とする場合、その職務遂行に起因する損害(ただし、被保険者が他人に使用されて団体活動を行い、または指導している場合を除く。) (9) 被保険者が公務員(ただし、スポーツ推進委員などの非常勤で団体活動を指導する者を除く。)として職務上遂行した業務に起因する損害 (10) 日本国外で行う活動に起因する事故(AW区分については一部対象となります。) (11) 保険期間外に発生した事故	突然死葬祭費用保険 (1) 次のような事由により生じた突然死 ① 被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失 ② 被保険者の自殺行為、犯罪行為、無資格運転、酒酔い運転 ③ 被保険者の心神喪失 ④ 被保険者の妊娠、出産、流産、外科的手術その他の医療処置 ⑤ 地震、噴火、津波、戦争その他の変乱、放射能汚染など (2) 学校、保育所の管理下の活動中に生じた突然死(ただし、大学、専修学校、各種学校の学生、生徒が行うクラブ活動中に生じた突然死に対しては支払われます。) (3) AW区分の「団体活動中および往復中」以外での突然死 (4) 日本国外での事故および保険期間外に発生した事故 (5) スポーツ安全保険(傷害保険)の死亡保険金としてお支払い対象となる死亡 (6) 生前購入された墓地、墓石、仏壇等、被保険者が死亡する前に負担された費用

(お問い合わせ先)

財団法人 **スポーツ安全協会**

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-12-1
http://www.sportsanzen.org

03-5510-0022

<引受幹事保険会社>

<担当課>

東京海上日動火災保険(株) 公務第2部公務第1課
〒102-8014 東京都千代田区三番町6-4 ラ・メール三番町10階
TEL. 03-3515-4133 (平日9:00~17:00)
(共同引受保険会社(平成24年4月予定))

あいおいニッセイ同和 共栄火災 損保ジャパン 大同火災 東京海上日動
日新火災 日本興亜損保 富士火災 三井住友海上

インターネットからの資料請求

資料請求はスポーツ安全協会ホームページより受付けております。(平成24年度の各種資料は平成24年2月下旬より受付け)

<http://www.sportsanzen.org>

または **スポーツ安全協会**

検索

なお、3月・4月中の発送には多少日数がかかる場合があります。お急ぎの場合はスポーツ安全協会各支部までご連絡ください。

● 当補償制度は、傷害保険(スポーツ安全協会傷害保険特約・スポーツ安全協会傷害保険特約(学校管理下外担保)・突然死葬祭費用担保特約付帯普通傷害保険)および賠償責任保険(スポーツ安全協会賠償責任保険特約付帯施設賠償責任保険およびスポーツ安全協会傷害保険特約(学校管理下外担保))によって構成されています。